

貨物利用運送事業法（外国人国際第一種貨物利用運送事業（国際航空・外航海運））

1. 案内情報

- 手 続 名：・外国人国際第一種貨物利用運送事業の登録
- 手 続 根 拠：・貨物利用運送事業法第 35 条第 1 項
貨物利用運送事業法施行規則第 30 条第 1 項
- 手 続 対 象 者：・外国人国際第一種貨物利用運送事業を經營しようとする外国人等
- 提 出 時 期：・外国人国際第一種貨物利用運送事業を經營しようとするとき
- 提 出 方 法：・登録申請書を作成し、総合政策局複合貨物流通課へ提出して下さい。
- 手 数 料 等：・登録免許税 90,000 円（外航一種・国際航空一種それぞれ納付）
- 添 付 書 類 ・ 部 数：・添付書類は貨物利用運送事業法第 36 条、貨物利用運送事業法施行規則第 30 条第 2 項をご参照ください。
・提出部数については最寄の相談窓口へお問い合わせ下さい。
- 申 請 書 様 式：・最寄の相談窓口へお問い合わせ下さい。
- 記 載 要 領 ・ 記 載 例：・最寄の相談窓口へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- 相 談 窓 口：・別添「貨物利用運送事業・相談窓口一覧」をご参照ください。
- 受 付 時 間：・最寄の相談窓口へお問い合わせ下さい。
- 申 請 書 提 出 先：・別添「提出先一覧」をご参照ください。
- 連 絡 先：・別添「連絡先一覧」をご参照ください。

3. 手続情報

- 審 査 基 準：・貨物利用運送事業法第 38 条第 1 項
・貨物利用運送事業法施行規則第 32 条
- 標 準 処 理 期 間：・2 ヶ月～ 3 ヶ月（他の地方運輸局等を経由して申請される事案又は他の地方運輸局等へ照会を要するものによっては、1 ヶ月を追加する。）
- 不 服 申 立 方 法：・行政不服審査法の規定による。